



KANTOUCHEMISTRY
関東化学株式会社

2024年度 環境経営レポート

活動期間: 2024年9月1日～2025年8月31日

関東化学株式会社

作成日 2025年10月15日



産業革命が起きて以降、経済の急速な発展と共に、
エネルギーや資源の爆発的な消費により、

現在様々な問題が地球規模で起きつつあります。このままでは私達人類は地球そのものを
消費し尽くすでしょう。そしてその後に残された空や大地はどうなるでしょう。

私達関東化学株式会社は、未来の私達の子供達に美しい地球を残したい、そう考えています。
我々産業廃棄物業を営む者は、その罪の一端を確実に背負っています。
しかし尚且つ、それを防げるのも我々なのではないでしょうか。

「汚れなき国土を未来へ」
この言葉を胸に刻んで、私達は歩み続けます。

目 次

<u>1 代表取締役社長あいさつ</u>	<u>4</u>
<u>2 環境経営方針</u>	<u>5</u>
<u>3 組織の概要</u>	<u>7</u>
<u>4 実施体制</u>	<u>12</u>
<u>5 経営目標 経営計画及び実績</u>	<u>14</u>
5-1. <u>単年及び中期目標(3~4年)</u>	<u>14</u>
5-2. <u>数値目標及び実績 環境経営計画取組結果とその評価・次年度の取組</u>	<u>15</u>
<u>6 当社の取組</u>	<u>16</u>
① <u>節電・節水対策</u> ② <u>再資源化対策</u> ③ <u>非常時における訓練</u> ④ <u>グリーン購入の推進</u> ⑤ <u>掲示による周知・啓発</u>	
<u>7 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果</u>	
<u>並びに違反、訴訟等の有無</u>	<u>19</u>
<u>8 代表者による全体評価と見直しの結果</u>	<u>22</u>

1 代表取締役社長あいさつ

近年環境保護に対する社会の要求が益々高まっています。

私たちもエコアクション21に取り組んで12年が経ち、環境経営の難しさを感じることが多いです。

エネルギーやCO2削減、サステナビリティと経済活動の間で悩むこともあります。

今年も目標達成が難しい項目がいくつかありました。

それでも、あきらめずにどうすれば達成できるかを考え続けた1年でしたが、

EMSに取り組むことで、会社の雰囲気が少しずつ変わってきたを感じています。

これからもみんなで力を合わせて、この活動を続けていきたいと思っています。

次年度に向けて、新しい環境経営の形をしっかりと見据えて行きたいと思います。

2025年9月

関東化学株式会社

代表取締役 島田 廣行



2 環境経営方針

基本理念

産業廃棄物処理業を営むうえで、地球環境の保全は避けて通れない課題のひとつです。関東化学株式会社は創業以来、「汚れなき国土を未来へ！」を基本理念に掲げ、数々の環境問題に対して積極的に取り組んでまいりました。今後も継続して邁進してまいります。又、当社は環境経営を進める事により、環境に優しい社会の実現に貢献します。すなわち「資源再生・リサイクル」を拡大・充実することにより、国の推進する循環型社会の実現、地球環境保全に貢献します。

行動指針

当社は上に掲げた基本理念に基づき、事業活動における環境への影響を社員全員が理解し以下の項目につき積極的に取組みます。

1. 国・地方自治体などの環境に関連する規制及び当社が同意したその他の要求事項を遵守しながら、自主管理基準を設定して、継続的に環境経営計画の策定を行う。
2. 省資源・省エネルギーを推進するために、下記の削減を環境経営目標と致します。
 - ① 燃料(軽油、ガソリン、灯油、LPG など)使用による CO₂ 使用量の削減
 - ② 電気使用量の削減
 - ③ 総排水量の削減
 - ④ 廃棄物排出量の削減
 - ⑤ 焼却炉の二酸化炭素排出量の削減
3. 資材等の購入において、積極的にグリーン購入を推進することにより広く環境保全活動に寄与します。 合わせて、社内で使用するオフィス用品のグリーン購入の推進に努めます。
4. 受託した産業廃棄物の再資源化(リサイクル)を推進し、最終処分量の削減に取組みます。
5. 環境経営方針は、すべての従業員に周知し又、すべての項目は継続的に見直し、常に改善を行う様に取り組み、環境経営計画・環境経営目標に反映してまいります。

平成25年 3月 1日制定
令和 3年10月 1日改訂
関東化学株式会社
代表取締役 島田 廣行

3 組織の概要

社 名 関東化学株式会社 代表取締役 島田 廣行
所 在 地 〒190-1221 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎字松原1623番地
環 境 管 理 環境管理責任者 高見 鎮雄
事 務 局 大島 希
TEL 042-557-5408 • FAX 042-557-5476
URL info@kantoukagaku.com

対象環境活動の範囲・認証・登録

対象範囲: 本社工場 上記所在地に同じ

認証・登録対象活動: 貴金属精錬業、産業廃棄物収集運搬及び処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業
事業の規模 (処理実績:2024年度)

処理方法等	廃棄物等種類		処分方法等	処理量(t)
収集運搬	廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック・廃油 特別管理産業廃棄物(医療廃棄物)等		分別してそれぞれの処分課程へ	529
中間処理	廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック		廃液:中和濃縮・廃プラスチック:焼却	427
中間処理委託	その他廃棄物、一廃等を含む		中間処理業者へ委託	102
収集後処分委託	廃油/医療廃棄物等		処理業者へ委託	59
中間処理後	最終処分	廃液処理後のポリ容器、医療廃棄物 強アルカリ廃液、引火性廃油		35
	再資源化等	廃酸・廃アルカリ・精錬後の廃プラスチック		64

工場見取図



工場:延床面積 474m²

業種 貴金属精錬業・産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物収集運搬業
創業 昭和 39 年 1 月
設立 昭和 50 年 8 月
資本金 1,100 万円
売上高 3.1 億円 (2023 年度)
従業員数 19 名
沿革 昭和 50 年 10 月 東京都公害防止工場の認定
平成 20 年 12 月 プライバシーマーク認定

許可の内容

許可者	許可番号	許可年月日	有効年月日	事業の区分	許可品目			
東京都	第 1320002307 号	R 6.08.07	R 11.08.06	処分業	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
東京都	第 1300002307 号	R 6.08.07	R 11.08.06	収集運搬業 (無)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
埼玉県	第 1102002307 号	R 5.03.07	R 10.03.07	収集運搬業 (無)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
神奈川県	第 1403002307 号	R 5.04.25	R 10.03.07	収集運搬業 (無)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
茨城県	第 0801002307 号	R 3.09.08	R 8.08.31	収集運搬業 (無)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
千葉県	第 1200002307 号	R 5.04.12	R 10.04.11	収集運搬業 (無)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
群馬県	第 1000002307 号	R 6.03.08	R 11.03.07	収集運搬業 (無)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
長野県	第 2009002307 号	R 4.06.23	R 9.06.22	収集運搬業 (無)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
山梨県	第 1900002307 号	R 5.04.01	R 10.03.31	収集運搬業 (無)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
栃木県	第 0900002307 号	R 6.06.16	R 11.06.15	収集運搬業 (無)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
愛知県	第 2300002307 号	R 7.01.31	R 11.11.29	収集運搬業 (無)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
静岡県	第 2201002307 号	R 5.12.09	R 10.12.08	収集運搬業 (無)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

特別管理産業廃棄物の許可内容

許可者	許可番号	許可年月日	有効年月日	事業の区分	許可品目			
				積替え保管(有・無)	強酸	強アルカリ	感染性 廃棄物	引火性 廃油
東京都	第 1360002307 号	R 6.09.02	R 11.09.01	収集運搬業 (有)	○	○	○	○
神奈川県	第 1453002307 号	R 6.09.16	R 11.09.15	収集運搬業 (無)	○	○	○	○
埼玉県	第 1152002307 号	R 6.09.30	R 11.09.08	収集運搬業 (無)	○	○	○	○
千葉県	第 1250002307 号	R 3.08.16	R 8.08.15	収集運搬業 (無)	○	○	○	○
群馬県	第 1050002307 号	R 3.11.14	R 8.11.13	収集運搬業 (無)	○	○	○	○

収集運搬業:運搬車両

運搬車両の種類	最大積載量等	台数
平ボディー車	2t・3t	2t 1台・3t 1台
箱型専用車	7.7t・11t	7.7t 1台・11t 1台
医療廃棄物専用車	1t・2t	1t 1台・2t 3
普通車	ライトバン	1台
合計		11台

収集運搬業:積替保管施設(医療廃棄物専用施設)

所在地: 本社工場内(冷凍庫完備)

面積: 6.85m² 保管上限: 2.65m³

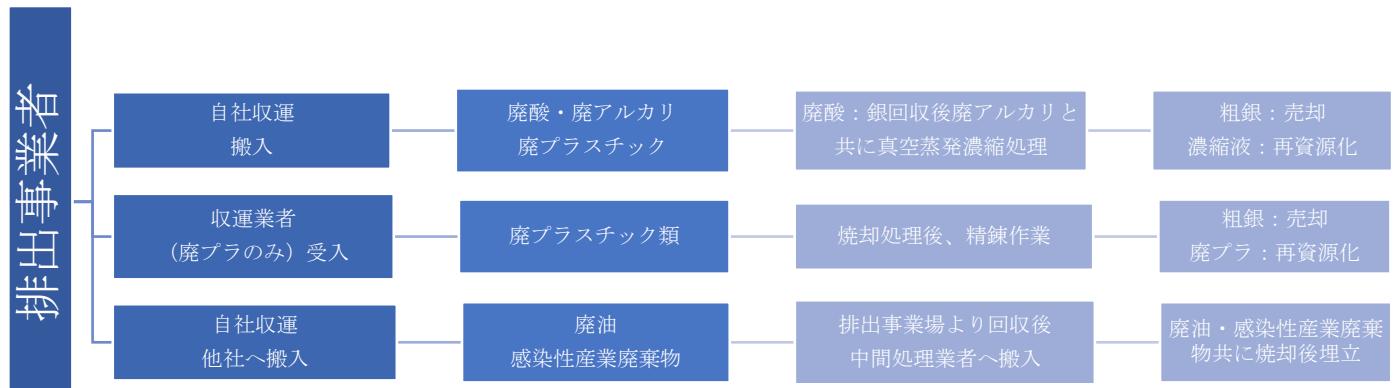
保有車両



処分業:処理施設

処理施設の種類	産廃の種類	処理能力(規模)	処理方式	処理工程
焼却設備	廃プラスチック	2t／日	焼却	下図工程図参照
真空蒸発濃縮設備	廃酸・廃アルカリ	4t／日	蒸発濃縮	下図工程図参照

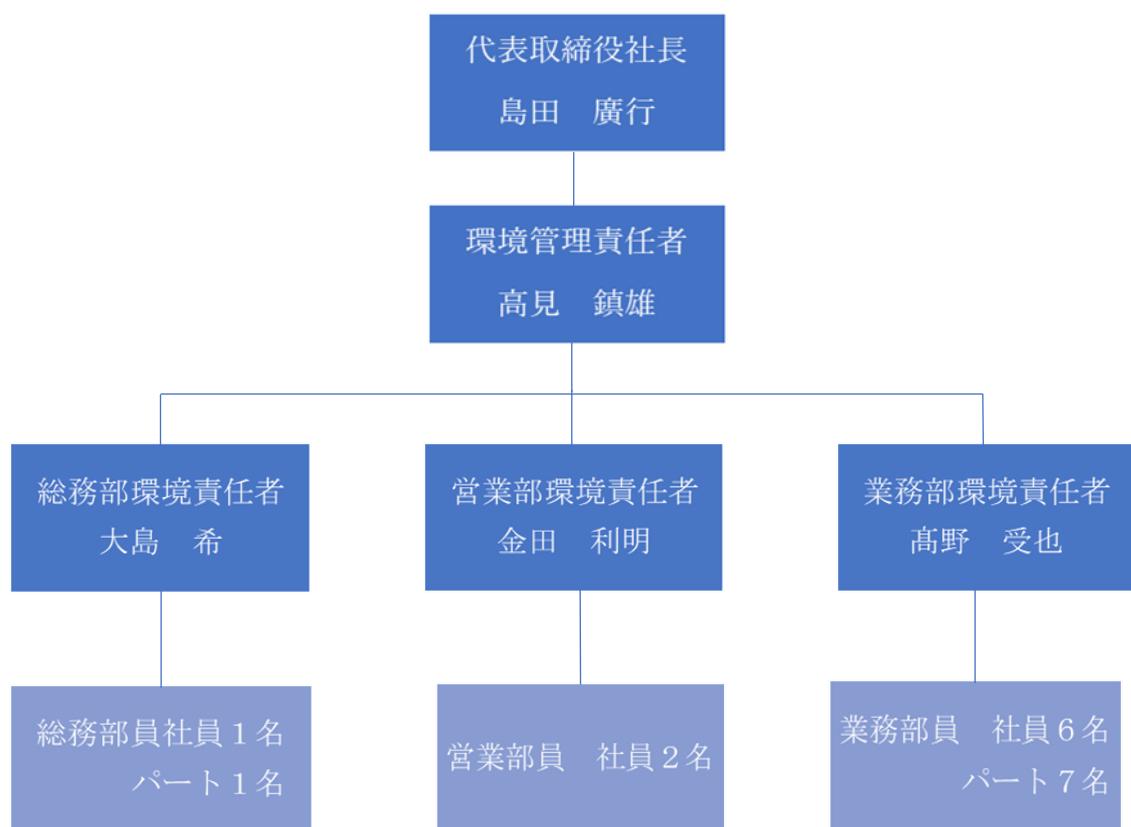
処理工程図



4 実施体制

EMSを推進して行くまでの権限及び責任を明確にするため下記に役割・権限・責任図を示す。

組織図



役割・責任・権限一覧

役割・責任・権限	
代表者	<ol style="list-style-type: none"> 環境管理責任者の任命 環境経営方針の制定 経営における課題とチャンスの明確化 環境経営システムの実施および管理に必要な資源の準備 環境経営システムの定期的見直しの実施
環境管理責任者	<ol style="list-style-type: none"> 環境経営システムの確立、実施、維持、継続的改善 社長への環境経営システムの実施状況報告 推進機関であるEA21EMSの事務局の責任者として事務局運営 それぞれの業務・役割に応じ、必要な教育訓練を適切に計画・実施する 関連法規の取りまとめ表の維持管理、遵守徹底 環境関連文書及び記録の作成・整理 社内情報の外部公開可否決定 環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 環境経営目標、環境経営計画書原案の作成 環境経営活動の実績集計、環境関連法規等取りまとめ表の作成 環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施 環境関連の外部コミュニケーションの窓口、環境活動レポートの作成
部門責任者	<ol style="list-style-type: none"> 自部門における環境経営システムの実施、環境経営方針の周知、従業員に対する教育訓練の実施、自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 自部門に関連する環境経営計画の実施及び達成状況の報告 特定された項目の手順書作成及び運用管理 自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成、テスト、訓練を実施、記録の作成 自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
従業員	<ol style="list-style-type: none"> 環境経営方針を理解し、部門の環境経営計画に従って活動する。

5 環境経営計画・環境経営目標及び実績

環境経営計画	計画基準目標(実績)		年度計画目標(基準年度比)		中期計画目標(前年度比)	
	2023 年度		2024 年度		2025 年度	2026 年度
	通年	運用期間	通年	運用期間		
		2023 年 9 月～		2024 年 9 月～		
	2024 年 8 月		2025 年 8 月			
1. 二酸化炭素排出量の削減	(排出量)		5%削減		5%削減	5%削減
	854,504 kg-CO ₂		811,778 kg-CO ₂		771,189 kg-CO ₂	732,629 kg-CO ₂
1.1 焼却炉の二酸化炭素排出量の削減	(排出量)		5%削減		5%削減	5%削減
	777,400 kg-CO ₂		738,530 kg-CO ₂		701,603 kg-CO ₂	666,522 kg-CO ₂
1.2 電力使用量の削減 ⁽¹⁾	(使用量当り)		5%削減		5%削減	5%削減
	56,696kWh		53,861kWh		51,167kWh	48,608kWh
	(26,306kg-CO ₂)		(24,991kg-CO ₂)		(23,741kg-CO ₂)	(22,554kg-CO ₂)
1.3 自動車等燃料使用量の削減	(使用量当り)		5%削減		5%削減	5%削減
	15,027L		14,275L		13,561L	12,882L
	(38,769kg-CO ₂)		(36,829kg-CO ₂)		(34,987kg-CO ₂)	(33,235kg-CO ₂)
1.4 精錬場のガス使用量の削減	(排出量)		5%削減		5%削減	5%削減
	5,381Kg		5,111Kg		4,855Kg	4,612Kg
	(16,143kg-CO ₂)		(15,333kg-CO ₂)		(14,565kg-CO ₂)	(13,836Kg-CO ₂)
3. 廃棄物排出量の削減	(一廃排出量)		10%削減		10%削減	10%削減
	102Kg		91Kg		81Kg	72Kg
4. 水資源投入量の削減	(水使用量)		10%削減		10%削減	10%削減
	2,925m ³		2,632m ³		2,368m ³	2,131m ³
5. 化学物質使用量の削減	(処理量当り中和剤)		5%削減		5%削減	5%削減
	0Kg		0Kg		0Kg	0Kg
6. グリーン購入の拡大	(グリーン化率 ⁽²⁾)		1%増		1%増	1%増
	100%		101%		102%	103%
7. 受託した産廃の再資源化等率の向上	(再資源化等率)		0%増		0%増	0%増
	100%		100%		100%	100%
(*)	(※)埋め立て処分以外の量を再資源化等として算定					

5-2 取組の結果と評価

環境経営 計画	取組結果とその評価(2024年9月～2025年8月)			
	環境経営目標	実績	達成	評価及び次年度の取組内容
1. 二酸化炭素排出量 の削減	5%削減 (811,778kg-CO ₂)	25%削減 (645,174 kg-CO ₂)	○	・全般的に大幅な削減を達成出来た。しかしながらその原因の一部は全般的な取扱量の減少に因るものなので、引き続き削減に努力したい。
① 焼却炉の二酸化炭素 排出量の削減	5%削減 (738,530kg-CO ₂)	26%削減 (579,800kg-CO ₂)	○	・削減の主な原因が医療用X線フィルムの入荷量の減少に因るものなので、引き続き削減に努力したい。
② 電力使用量削減 ・LED照明への切替 ・装置の不使用時電源OFF	5%削減 53,861kWh (24,991kg-CO ₂)	25%削減 43,006kWh (19,954kg-CO ₂)	○	・目標達成の要因はX線フィルムの焼却量の減少による焼却炉の送風機の休止で、次年度の動向は不透明。LED照明の数は増やしたが、引き続き努力したい。
③ 車燃料使用量削減 ・車両点検整備の徹底 ・エコドライブの徹底	5%削減 14,275L (36,829kg-CO ₂)	11%削減 13,434L (34,660kg-CO ₂)	○	・取扱量の減少に因る運搬量の低下と新型車両への切り替えに因る燃費向上主な要因。エコドライブ運転も更に周知徹底を図りたい。
④ 精錬場のガス使用量 の削減	5%削減 15,335kg-CO ₂	34%削減 10,683kg-CO ₂	○	・今年度は減少になったが、精錬原料の減少が主な要因であるので、次年度もバーナー等も含め、削減の検討を重ねたい。
2. 廃棄物排出量削減 ・一廃分別の徹底 ・コピー紙、雑紙のリサイクル	10%削減 91Kg	343%増加 452Kg	×	・今年は主力業務の転換に因る廃棄物の引き取り量の増加と、旧主力業務の減少に因る社内業務の増加で従業員の排出する廃棄物が増加した。努力目標としてコピー紙、雑紙のリサイクルを更に徹底したい。
3. 水資源投入量削減 洗車時の節水 ・廃液処理時の節水	10%削減 2,632m ³	45%削減 2,249m ³	○	・今年度も焼却炉の修理が少なく、且つ焼却炉の稼働時間の減少により冷却水の使用量が減少した。シャワー室と事務所のキッチンに節水ステッカーを設置した。シャワー室の節水に取り組んで行きたい。
4. 化学物質使用量削減 ・高効率中和剤への切替 ・代替中和剤の検討	5%削減 0Kg	0 Kg	○	・中和剤の必要な廃液の処理量が減少した為、使用量がほぼなかった。 今後もこの傾向が続くと思われる。
5. グリーン購入拡大 ・エコマーク品の選定	(グリーン化率) 99%	エコマーク商品の購入率 100%	△	・業績不振の影響で、割高になりがちなエコ商品に切り替える事が出来なかつた。しかし現状維持は出来た。
6. 受託した産廃の再資 ・源化率向上	(再資源化率) 100%	(再資源化率) 91%	×	・廃プラスチック等の再資源化がほぼ出来なかつた。 サーマルリサイクルも考えたい。

○:目標達成、△:目標準達成、×:目標未達

購入電力の排出係数:0.464kg-CO₂/kWh

6 当社の取組

① 節電教育の強化

当社の節電をより一層進めるために、毎朝の朝礼にて社長からの訓示、その日の各部門においての目標などを決めて節電に積極的に取組む様、日々努力しています。

② 再資源化対策

排出事業者(お客様)より回収した廃棄物などで再生可能な物は積極的に再生し、リサイクル業者へ出す。又、分別することにより再生可能な廃棄物は作業時間の合間を見て分別し、それぞれのリサイクル業者へ搬出する。

中には年代物で分別しても再生不可能な物のありますが、その場合は焼却したり、溶かすことによって再生できる素材であれば、それが出来る業者に再生以来する事も検討すること。

③ 非常時における訓練

非常事態としてまず思い浮かぶのが火災です。それを未然に防ぐために日頃からの訓練が必要です。

消火訓練の様子



焼却炉の消火



精錬場の消火

(2) 廃液の漏洩事故

貯留タンクの破損等による漏出を防ぐためにタンクを設置する場所にはかならず柵を用意してその中にタンクを設置しておりますが、万が一の事を考えて日々の破損がないかの点検と漏出した場合の訓練を行っております。

漏洩事故防止訓練の様子



廃液タンク設置場所の漏洩防止訓練



放流水の漏洩防止訓練

(3) 運搬中の事故等について

安全運転管理者による安全運転講習会の開催。日々のエコドライブ10によるエコ運転は結局の所、安全運転となる等の啓蒙

④ グリーン購入の推進

当社で必要な備品を洗い出し、積極購入する事を検討し、実行すること。

⑤ 掲示による周知・啓発

環境配慮を遵守するために、工場内の決められた場所に環境目標を掲示します。

又、手洗い場には節水の張り紙や、当社使用トラックにはエコドライブ10のステッカーなどを目につく所に貼って啓蒙に努めます。



環境方針(1F 工場)



環境方針(2F 事務所)



節水のお願いステッカー



エコ安全ドライブ5カ条ステッカー(ダッシュボード)

7 環境関連法規取りまとめ一覧及び確認表

承認	作成
2023/10/29	2023/10/29
島田	高見

区分	環境関連法規等 名称	法令条項	法規制等要求事項	当社該当事 項	遵守事項等
廃棄物	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 (一般廃棄物の処 理)	法1 法2/3	排出抑制・適正処理 事業系一般廃棄物の処理	一般廃棄物の 処理委託	町条例に従って排出又は環境省 令で定めるもっぱら物回収業者へ委 託
	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 (産業廃棄物の適正 処理)	規8の1~3	① 保管基準・飛散流出等、防止対 策 ② 保管場所の表示板(60×60cm 以上)	産業廃棄物の 保管(廃プラスチック)	① 保管場所の囲い、衛生管理 (飛散、流出、地下浸透等防 止) ② 表示板の設置
		法12/6~7	① 収集運搬・処分業者と産業廃 棄物処理委託基準及び特別管 理産業廃棄物委託基準に従つ て二者間委託契約 契約書記載事項:種類、數 量、性状、荷姿最終処分地、 金額など	産業廃棄物の 処理委託	① 許可を受けた収集運搬・中間 処理 理事業者との委託契約締結。契約 書は契約終了後5年間保管。 委託事業者の事業区分、品目、取 扱他県等の許可、許可期限等の許 可条件確認(許可証の写し添付) ② 記載事項確認、また定期的確 認
		令6/2.4	罰則		
		法25~34			
		法14の4	特別管理産業廃棄物を収集運搬す る場合は該当する都道府県知事の 許可を受ける。 廃油類、廃酸、廃アルカリ、感染性廃 棄物等	廃油類、廃酸、 廃アルカリ、感 染性廃棄物等 の取扱	特別管理産業廃棄物管理責任者 (有資格者)の設置
		法12/3 規8/20~38	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の 交付:種類ごと、運搬先ごと、運搬車 ごと	廃棄物処理に おけるマニフ エスト伝票の 発行	マニフェストは次のように交付 種類ごと、運搬先ごと、運搬車ごと 種類・数量・性状・運搬処分名・最終 処分地記載

	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令	令 6.5 6.6	特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号へ(2)及び(3)並びに第四条の二第一号ト(1)から(3)までの規定の例によること	感染性廃棄物の保管	特別管理産業廃棄物管理責任者 (有資格者) 設置(変更)届出
資源循環 (リサイクル)	使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	法8	自社使用済み自動車をリサイクル法に基づいて処分	自社自動車の廃棄	自社使用済み自動車をリサイクル処分
化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	法5 法24	第一種指定化学物質等取扱事業者の取扱量の把握・届出 罰則	焼却炉におけるダイオキシン類	毎年6月30日までに前年度の第一種指定化学物質の排出量を都道府県知事経由で国に届出
消防	消防法	令 1/2・1・11 東京都火災予防条例 34/2・3	合成樹脂類の指定可燃物貯蔵取扱所に関する条例	X線フィルム等	指定された数量以上の樹脂類は延焼しないように仕切られた1区画内には纏めての貯蔵はしない
水質汚濁	下水道法	法12/9 法12/3~11	事故時の措置(油を含む水の流出) 特定施設の設置等の届出及び報告	廃液処理施設	応急処置・事故時の状況及び措置概要を下水道事業管理者に届出 届出と事故時の速やかな報告
	水質汚濁防止法	法5 法5/2, 3 法12/4 法14/5 法14の2 法30~35	特定施設の届出 有害物質使用特定施設の届出 有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務 有害物質使用特定施設等の点検・記録 事故時の対応 罰則	廃液処理施設	排出量の届出 有害物質使用量の届出 地下浸透の防止等 点検簿への記入及び記録の保管 市町村下水道管理者への通報
大気汚染	大気汚染防止法	法3~17/2 法33~37	焼却炉から排出される煙の抑制、ダイオキシン類濃度の規定値以下であることの証明。 罰則	焼却施設	年2回のばいじん測定を行い、その結果を監督官庁に報告する。

大気汚染	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (自動車 NOx・PM 法)	法6	対象地域首都圏: 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県 対象自動車 対象地域内に使用の本拠がある車両 ディーゼル乗用車 「自動車 NOx・PM 法適合車」の認定 罰則	保有トラック	排ガス基準適合車の使用 対象自動車 18台 認定台数 10台
		法16・17・18 法103～109	特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に係る措置 罰則	事務所内 医療廃棄保管用冷蔵機 保有トラック	事務所内のパッケージエアコンや冷蔵機、保有トラックのエアコン等から代替フロンの漏えいがないかの定期的な目視による確認
		法4 法8 法24 法44～49	事業者の責務 排出基準 焼却炉に係るばいじん等 罰則	焼却炉から排出 されるダイオキシン類	排出基準の遵守、年2回のばいじん測定の実施及びその結果の監督官庁への報告
		法14 法24～30	国民の責務 罰則	廃液処理時	工場内・外において、悪臭を防止する。
業務遂行	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	法3 法15/2～19	公害防止統括者の選任 罰則	工場内	講習を受けた公害防止責任者を任命し 工場内の公害防止に努めてもらう
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律	法4 法46～49	分別・再利用の徹底 罰則	廃棄レントゲン写真を入れてある紙袋類	フィルムと紙袋類とに分別後、紙袋類は再利用
訓練	消防法	法4	火災の予防	工場内	年1回の予防訓練の実施
	労働安全衛生法	法20・22・23 法59 法115～123	労働環境の確保 雇い入れ時の教育・訓練 罰則	工場内作業 業務上の作業時	作業場・使用車両とうの点検・整備 年1回の教育・訓練
一部を除いて全般	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	全ての章に於いて該当 (多数に涉る 為、割愛する)	都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保する為の方策の実行	ほぼ全般で該当	非常に多岐にわたるために要約すれば、主に環境面に於いて、都民の健康と安全を脅かす可能性のある行為を行わない事

・遵守状況の確認と結果

10月28日に従業員より聞き取りを実施した結果、都度都度作業毎に確認をしているという返答を得た事と、法規に違反した事実が確認出来なかった事、法規違反にて訴訟又は処罰された事実がない事を踏まえて評価すると、遵守状況は良好と判断出来ます。

尚、過去3年間法規違反にて訴訟又は処罰された事実はなく、関係当局よりの違反等の指摘もありません。

確認日 2025年10月28日

8 代表者による全体評価と見直しの結果（見直し実施日：2025年10月29日）

（1）全体評価

環境をめぐる世界の情勢が変わって来ているのと偶然に、当社自体の体制や所属業界の状況が変化し、大変厳しい状況になって来ております。業績の低迷の結果として今年度は大幅な削減が実現しましたが、それだけではなく従業員の皆さんが高い意識でEMSに取り組んでくれた成果であることを実感しております。当社エコアクション部門も管理責任者が高見君に変わって、新しい体制で心機一転して頑張りたいと思います。細かい所ではまだまだ改善の余地はあるので、各々常に意識を持って取り組んでください。

（2）見直しの結果

- 1 二酸化炭素の排出量は、焼却量、精錬量の減少の影響を差し引きしても削減効果は出て来ています。しかし、その減少量はまだまだ少ないというのが実際です。特に精錬場のガス使用量の削減は大変難しいと思いますが、精錬品質を保持しながらのエネルギーの削減に挑戦してください。
- 2 電力は、新型エアコンへの買い替えや、機器類の稼働時間の圧縮などの結果が出ているようです。LED照明の数は一基増やせました。今後もそちらに予算が付けられる様に努力します。
- 3 水使用量の削減が達成出来た大きな要因はやはり焼却炉の稼働時間の減少に因るものなので、次年度以降については予測出来ません。節水ステッカーを増やしましたので気を抜かず削減に努めてください。雨水の利用など、柔軟な発想で解決法を考えてください。
- 4 グリーン購入は拡大出来なかったが、ほぼ目標は達成した。経費の削減が急務だったので、経営状況が改善次第増やして行きたい。廃液処分後のポリ容器の再資源化については今年度も出来ませんでしたので、来年度は考え方を変え、マテリアルリサイクルのみならずサーマルリサイクル等も考慮に入れて行きたいと思います。一般廃棄物の増加については原因が一過性の物であるので、注意しな

がら更に削減を目指します。

- 5 焼却炉のダイオキシン類の排出は、年 2 回の自主計測では良い結果が出ているが、更なる排出物の抑制と有価物の再回収の目的も兼ねて専用フィルターの設置も検討しています。
- 6 新たな法規制が導入された場合に逸早く情報入手出来ないと、知らずに違法行為を行う恐れがあるので、今後とも常に新たな法規制情報の収集に努める。
- 7 今年度より新たな体制がスタートしました。私が経営に専念する為に環境管理責任者を退く事になりました。新しい責任者の元で新たな視点でエコアクションに取り組んでください。今まで見て来ましたが、皆さんやる気のあるまとまった良いチームだと思いますので、このまま、何でも言い合える風通しの良いチームで進んで行ってください。

(3) 次年度の環境経営目標及び環境経営計画

次年度も引き続きエネルギー、CO₂ 排出量共に年率 5%の削減を目指します。事業活動の低下した今年度より更に削減するのは困難と思われますが、最初から諦めずに達成を目指して行きたいと思います。具体的には LED 照明への全面切り替え、エコドライブの徹底による燃料消費の削減、新たな節水方法の検討による水使用量の削減を柱にして、全社員知恵を振り絞って頑張って行きたいと思います。